【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認定協会への報告）

第七十八条の三　会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する認定協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認定協会への報告）

第七十八条の三　会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する認定協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

（改正前）

（新設）